

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2022年3月24日現在

～2022年3月23日

2022年3月24日～

目次

第1章～第15章（略）

別記

1～9の4（略）

9の5～13（略）

料金表 通則～第6表（略）

附則（略）

第1章～第15章（略）

目次

第1章～第15章（略）

別記

1～9の4（略）

[9の4の2 CXサポートサービスのプランの変更](#)

9の5～13（略）

料金表 通則～第6表（略）

[第7表 CXサポートサービスの提供に係る料金](#)

附則（略）

第1章～第15章（略）

別記  
1～9の3（略）

9の4 CXサポートサービスの提供  
(1) 当社は、地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能を利用している契約者から請求があったときは、その着信課金番号又は特定着信番号について次表に掲げるCXサポートサービス（以下、別記9の4から9の9において「本サービス」といいます。）を提供します。

区 別	内 容
CXサポートサービス	<p>(1) 本サービスの申込単位で、地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の料金請求情報等のデータ（以下「料金請求データ」といいます。）を集計し、グラフ等に可視化するサービス</p> <p>(2) <u>可視化するデータは、当月から遡って12暦月分（当月分を含みます。）の料金請求データとなります。</u></p>

別記  
1～9の3（略）

9の4 CXサポートサービスの提供  
(1) 当社は、地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能を利用している契約者から請求があったときは、その着信課金番号又は特定着信番号について次表に掲げるCXサポートサービス（以下、別記9の4から9の9において「本サービス」といいます。）を提供します。この場合、その契約者は、料金表第7表（CXサポートサービスの提供に係る料金）に規定する料金の支払いを要します。

区 別	内 容				
CXサポートサービス	<p>(1)本サービスの申込単位で、地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の料金請求情報等の<u>本サービス提供開始日以降のデータ</u>（以下「料金請求データ」といいます。）を集計し、グラフ等に可視化するサービス<u>です。</u></p> <p>(2)<u>CXサポートサービスには、次表に掲げるプランがあります。</u></p> <table border="1" data-bbox="1366 941 2094 1492"> <tbody> <tr> <td><u>無料プラン</u></td> <td><u>可視化するデータは、当月から遡って12暦月分（当月分を含みます。）の料金請求データとなります。</u></td> </tr> <tr> <td><u>スタンダードプラン</u></td> <td> <p>(1)可視化するデータは、料金請求データ、料金請求データを基に地域別等により再集計したデータ（以下、「<u>詳細集計データ</u>」）及び契約者が追加するデータやテキスト（以下、「<u>保存データ</u>」）の3種類となります。</p> <p>(2)料金請求データは<u>当月から遡って24暦月分（当月分を含みます。）のデータ</u>となります。</p> <p>(3)<u>詳細集計データは当月から遡って3暦月分（当月分を含みます。）のデータ</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	<u>無料プラン</u>	<u>可視化するデータは、当月から遡って12暦月分（当月分を含みます。）の料金請求データとなります。</u>	<u>スタンダードプラン</u>	<p>(1)可視化するデータは、料金請求データ、料金請求データを基に地域別等により再集計したデータ（以下、「<u>詳細集計データ</u>」）及び契約者が追加するデータやテキスト（以下、「<u>保存データ</u>」）の3種類となります。</p> <p>(2)料金請求データは<u>当月から遡って24暦月分（当月分を含みます。）のデータ</u>となります。</p> <p>(3)<u>詳細集計データは当月から遡って3暦月分（当月分を含みます。）のデータ</u></p>
<u>無料プラン</u>	<u>可視化するデータは、当月から遡って12暦月分（当月分を含みます。）の料金請求データとなります。</u>				
<u>スタンダードプラン</u>	<p>(1)可視化するデータは、料金請求データ、料金請求データを基に地域別等により再集計したデータ（以下、「<u>詳細集計データ</u>」）及び契約者が追加するデータやテキスト（以下、「<u>保存データ</u>」）の3種類となります。</p> <p>(2)料金請求データは<u>当月から遡って24暦月分（当月分を含みます。）のデータ</u>となります。</p> <p>(3)<u>詳細集計データは当月から遡って3暦月分（当月分を含みます。）のデータ</u></p>				

(2) 前号の規定にかかわらず、着信課金番号数と特定着信番号数の合計が 500 を超える場合は、当社はその請求を承諾しません。

9の5 (略)

#### 9の6 データに関する責任

- (1) 当社が本サービス提供のために契約者から取得した契約者の料金請求データの所有権は契約者にあり、そのデータが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、当社は、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。
- (2) 本サービスの利用に係る契約者のソフトウェア、アプリケーション、その他の電子ファイル等の電子媒体に保存されたデータが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、当社は、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。
- (3) 料金請求データ及び本サービスにより契約者に提供される結果については、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。また、本サービスにより契約者に提供される結果は実際の請求料金と異なる場合があります。

9の7 (略)

#### 9の8 データの削除

当社は、本サービス又は地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の廃止

となります。

(4) 保存データとして追加できるデータは1ファイル10Mbyteまでで、24ファイルまでとなります。

#### 9の4の2 CXサポートサービスのプランの変更

契約者は無料プランからスタンダードプランへのプランの変更の請求をすることができます。スタンダードプランから無料プランへの変更はできません。

9の5 (略)

#### 9の6 データに関する責任

- (1) 当社が本サービス提供のために契約者から取得した契約者の料金請求データ、詳細集計データ及び保存データの所有権は契約者にあり、そのデータが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、当社は、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。
- (2) 本サービスの利用に係る契約者のソフトウェア、アプリケーション、その他の電子ファイル等の電子媒体に保存されたデータが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、当社は、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。
- (3) 料金請求データ、詳細集計データ、保存データ及び本サービスにより契約者に提供される結果については、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。また、本サービスにより契約者に提供される結果は実際の請求料金と異なる場合があります。

9の7 (略)

#### 9の8 データの削除

当社は、本サービス又は地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の廃止

のほか、特定の契約者に対する当社又は契約者が行う本サービス又は地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の全部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、料金請求データを削除します。なお、特定の契約者に対する当社又は契約者が行う地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って12暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から12暦月後にすべての料金請求データは削除します。この場合において、当社は、データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

のほか、特定の契約者に対する当社又は契約者が行う本サービス又は地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の全部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、料金請求データ、詳細集計データ及び保存データを削除します。なお、特定の契約者に対する当社又は契約者が行う地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、次表のとおりデータを削除します。この場合において、当社は、データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

区 別	内 容
無料プラン	<p>(1) <u>料金請求データ</u>            特定の契約者に対する当社又は契約者が行う地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、<u>廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って12暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から12暦月後にすべての料金請求データは削除します。</u></p>
スタンダードプラン	<p>(1) <u>料金請求データ</u>            特定の契約者に対する当社又は契約者が行う地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、<u>廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って24暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から24暦月後にすべての料金請求データは削除します</u></p> <p>(2) <u>詳細集計データ</u>            特定の契約者に対する当社又は契約者が行う地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、<u>廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って3暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から3暦月後にすべての料金請求データは削除します</u></p> <p>(3) <u>保存データ</u>            特定の契約者に対する当社又は契約者が行う全ての地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の廃止があったとき</p>

9の9 データのバックアップ

(1) 契約者は必要に応じ自らの責任で料金請求データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップを行った際の方法及びその結果について責任を負わないものとします。

(2) 契約者は、本サービスに係る契約が終了等するときには、料金請求データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。

(3) 当社は消去された料金請求データは修復しません。

10～10の4 (略)

10の5 他社直収電話等契約

(1) 地域指定着信課金機能に契約が可能なもの

業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東北インテリジェント通信株式会社	第2種 I P 電話サービス契約 第3種 I P 電話サービス契約	I P 電話サービス契約約款
	トークネット光サービス	トークネット光サービス契約約款
	TOHKtalk office	TOHKtalk サービス契約約款
(略)	(略)	(略)
東日本電信電話株式会社	音声利用 I P 通信網サービスに係る契約 ( <u>卸電気通信役務に係るものを含みます。</u> )	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款

は保存データを削除します。

9の9 データのバックアップ

(1) 契約者は必要に応じ自らの責任で料金請求データ、詳細収集データ及び保存データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップを行った際の方法及びその結果について責任を負わないものとします。

(2) 契約者は、本サービスに係る契約が終了等するときには、料金請求データ、詳細収集データ及び保存データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。

(3) 当社は消去されたデータは修復しません。

10～10の4 (略)

10の5 他社直収電話等契約

(1) 地域指定着信課金機能に契約が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東北インテリジェント通信株式会社	第2種 I P 電話サービス契約 第3種 I P 電話サービス契約	I P 電話サービス契約約款
	トークネット光サービス	トークネット光サービス契約約款
	TOHKtalk office	TOHKtalk サービス契約約款
(略)	(略)	(略)
東日本電信電話株式会社	音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款

西日本電信電話株式会社	音声利用 I P 通信網サービスに係る契約 <u>(卸電気通信役務に係るものを含みます。)</u>	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款
(略)	(略)	(略)
株式会社三通	総合デジタル通信サービス契約	電話サービス契約約款

(2) 地域指定特定番号着信機能に契約が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	音声利用 I P 通信網サービスに係る契約 <u>(卸電気通信役務に係るものを含みます。)</u>	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	音声利用 I P 通信網サービスに係る契約 <u>(卸電気通信役務に係るものを含みます。)</u>	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款
(略)	(略)	(略)
中部テレコミュニケーション株式会社	オフィス光電話サービス契約	オフィス光電話サービス契約約款
	コミュファ光タイプ J 電話サービス契約	コミュファ光タイプ J 電話サービス契約約款

備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。

西日本電信電話株式会社	音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款
(略)	(略)	(略)
株式会社三通	総合デジタル通信サービス契約	電話サービス契約約款

備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。

(2) 地域指定特定番号着信機能に契約が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款
(略)	(略)	(略)
中部テレコミュニケーション株式会社	オフィス光電話サービス契約	オフィス光電話サービス契約約款
	コミュファ光タイプ J 電話サービス契約	コミュファ光タイプ J 電話サービス契約約款

備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。

10の5の2 付加的役務通話契約

(1) 地域指定着信課金機能に通話が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約、支店代行電話契約又は接続電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
	音声利用IP通信網サービスに係る契約 <u>(卸電気通信役務に係るものを含みます。)</u>	音声利用IP通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約、支店代行電話契約又は接続電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
	音声利用IP通信網サービスに係る契約 <u>(卸電気通信役務に係るものを含みます。)</u>	音声利用IP通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款
(略)	(略)	(略)
アルテリア・ネットワークス株式会社	「UCOM光電話」サービス利用規約	「UCOM光電話」サービス利用規約

契約の種類	契約約款の名称
-------	---------

10の5の2 付加的役務通話契約

(1) 地域指定着信課金機能に通話が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約、支店代行電話契約又は接続電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
	音声利用IP通信網サービスに係る契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約、支店代行電話契約又は接続電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
	音声利用IP通信網サービスに係る契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款
(略)	(略)	(略)
アルテリア・ネットワークス株式会社	「UCOM光電話」サービス利用規約	「UCOM光電話」サービス利用規約

備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。

契約の種類	契約約款の名称
-------	---------

<p>第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1プラン1、タイプ2、タイプ3若しくはタイプ5、カテゴリー4、カテゴリー6又はカテゴリー7に係るものに限ります。)</p> <p>第1種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)</p> <p>第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)</p>	<p>IP通信網サービス契約約款</p>	<p>第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1プラン1、タイプ2、タイプ3若しくはタイプ5、カテゴリー4、カテゴリー6又はカテゴリー7に係るものに限ります。)</p> <p>第1種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)</p> <p>第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)</p> <p><u>第3種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ6に係るものに限ります。)</u></p>	<p>IP通信網サービス契約約款</p>
---	----------------------	--	----------------------

備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。

(2) 地域指定特定番号着信機能に通話が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約、支店代行電話契約又は接続電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
	音声利用IP通信網サービスに係る契約 ( <u>卸電気通信役務に係るものを含まず。</u> )	音声利用IP通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約、支店代行電話契約又は接続電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款

(2) 地域指定特定番号着信機能に通話が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約、支店代行電話契約又は接続電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
	音声利用IP通信網サービスに係る契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る契約	特定地域向けIP通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約、支店代行電話契約又は接続電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款

	音声利用 I P 通信網サービスに係る契約 <u>(卸電気通信役務に係るものを含みます。)</u>	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	特定地域向け IP 通信網サービス契約約款
(略)	(略)	(略)
アルテリア・ネットワークス株式会社	「UCOM光電話」サービス利用規約	「UCOM光電話」サービス利用規約

	音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
	特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約	特定地域向け IP 通信網サービス契約約款
(略)	(略)	(略)
アルテリア・ネットワークス株式会社	「UCOM光電話」サービス利用規約	「UCOM光電話」サービス利用規約

備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。

契約の種類	契約約款の名称
第 6 種シェアード I P - P B X サービスに係る契約 (カテゴリー 1、カテゴリー 2、カテゴリー 3 のタイプ 1 プラン 1、タイプ 2、タイプ 3 若しくはタイプ 5、カテゴリー 4、カテゴリー 6 又はカテゴリー 7 に係るものに限ります。) 第 1 種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ 1 に係るものに限ります。) 第 2 種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ 1 に係るものに限ります。)	I P 通信網サービス契約約款

契約の種類	契約約款の名称
第 6 種シェアード I P - P B X サービスに係る契約 (カテゴリー 1、カテゴリー 2、カテゴリー 3 のタイプ 1 プラン 1、タイプ 2、タイプ 3 若しくはタイプ 5、カテゴリー 4、カテゴリー 6 又はカテゴリー 7 に係るものに限ります。) 第 1 種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ 1 に係るものに限ります。) 第 2 種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ 1 に係るものに限ります。) <u>第 3 種ドットフォンサービスに係る契約</u> (タイプ 6 に係るものに限ります。)	I P 通信網サービス契約約款

備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。

10 の 6 I P 通信網サービス契約

(1) 地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に契約が可能なもの

契約の種類	契約約款の名称
第 6 種シェアード I P - P B X サービスに係る契約 (カテゴリー 1、カテゴリー 2、カテゴリー 3 のタイプ 1 プラン 1、タイプ 2、タイプ 3 若しくはタイプ 5、カテゴリー 4、カテゴリー 6 又はカテゴリー 7 に係るものに限ります。)	I P 通信網サービス契約約款

10 の 6 I P 通信網サービス契約

(1) 地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に契約が可能なもの

契約の種類	契約約款の名称
第 6 種シェアード I P - P B X サービスに係る契約 (カテゴリー 1、カテゴリー 2、カテゴリー 3 のタイプ 1 プラン 1、タイプ 2、タイプ 3 若しくはタイプ 5、カテゴリー 4、カテゴリー 6 又はカテゴリー 7 に係るものに限ります。)	I P 通信網サービス契約約款

ラン1、タイプ2、タイプ3若しくはタイプ5、カテゴリー4、カテゴリー6又はカテゴリー7に係るものに限ります。)第1種ドットフォンサービスに係る契約(タイプ1に係るものに限ります。)第2種ドットフォンサービスに係る契約(タイプ1に係るものに限ります。)	契約約款
COTOHA Call Centerサービスに係る契約	「COTOHA Call Centerサービス」契約約款
COTOHA Voice DX Basicサービスに係る契約	COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款

10の6(2)~13 (略)

料金表 通則~第6表(略)

ラン1、タイプ2、タイプ3若しくはタイプ5、カテゴリー4、カテゴリー6又はカテゴリー7に係るものに限ります。)第1種ドットフォンサービスに係る契約(タイプ1に係るものに限ります。)第2種ドットフォンサービスに係る契約(タイプ1に係るものに限ります。)	
COTOHA Call Centerサービスに係る契約	「COTOHA Call Centerサービス」契約約款
COTOHA Voice DX Basicサービスに係る契約	COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款

備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。

10の6(2)~13 (略)

料金表 通則~第6表(略)

第7表 CXサポートサービスの提供に係る料金

1 適用

<u>区 別</u>	<u>内 容</u>
<u>CXサポートサービスの提供に係る料金の適用</u>	<p>(1)当社は、契約者について、CXサポートサービスの提供に係る料金を適用します。</p> <p>(2)当社は、CXサポートサービスの提供に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。ただし、CXサポートサービスの利用開始日を含む料金月については日割せず、翌料金月から料金を適用します。</p>

2 料金額

(月額)

	区 別	単 位	料金額		
	無料プラン	二	二		
	スタンダードプラン	登録IDごとに	25,000円 (27,500円)		
	備考 登録 ID は本サービスの申込単位に払い出します				
	<p><u>附 則 (令和4年3月18日 A P S 1 第00897358号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p>1 <u>この改正規定は、令和4年3月24日から実施します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の附帯サービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄の附帯サービスに係るプランとみなして取り扱います。</u></p> <table border="1" data-bbox="1178 860 2110 932"> <tr> <td data-bbox="1178 860 1682 932"><u>CXサポートサービス</u></td> <td data-bbox="1682 860 2110 932"><u>CXサポートサービス</u> 無料プラン</td> </tr> </table> <p>3 <u>この改正規定実施の際現に改正前の規定によりCXサポートサービスの提供を受けている契約者が、令和4年5月31日までにスタンダードプランへプランの変更を請求し当社が承諾した場合、そのプラン変更日を含む料金月の翌料金月から令和4年5月分までの料金月についてCXサポートサービスの提供に係る料金を適用しません。</u></p>			<u>CXサポートサービス</u>	<u>CXサポートサービス</u> 無料プラン
<u>CXサポートサービス</u>	<u>CXサポートサービス</u> 無料プラン				